

定期基本健診等の健診結果通知の取扱い方法等について

健康保険組合の事業経営につきましては、日頃より格別のご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、当健康管理センターで実施している定期基本健診（センター・巡回健診・委託契約健診）の健診結果送付につきましては、個人情報保護の観点からすべて『個封（親展）』（1通ずつ封筒に入れる）して事業所に送付しています。

事業所ご担当者様におかれましては、社員様の健康管理又は労働基準監督署等への報告義務等により、健診結果の把握を必要とされる場合もあろうかと存じます。

健康管理センターでは、社員様の健診結果を必要とされる事業所には、一定の事務手続きをとっていただくことにより、会社用健診結果報告書をお渡ししていますので、ご案内いたします。

詳細につきましては、下記のとおりとなっています。お手数をおかけいたしますが、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

| | | |
|--------|---------|---------------------|
| 【送付書類】 | 共通・様式1号 | 《受診者同意書》 |
| | 共通・様式2号 | 《事業主請求依頼書及び誓約書》 |
| | 共通・様式3号 | 《本人用再発行請求依頼書》 |
| | 共通・様式4号 | 《事業主用再発行請求依頼書及び誓約書》 |
| | 共通・様式5号 | 《産業医請求依頼書及び誓約書》 |
| | 共通・様式6号 | 《事業主用再発行請求依頼書》 |

1. 健診結果の取扱い

【原則的取扱い】

定期基本健診及び消化器基本健診の結果通知は『個封』（1通ずつ封筒に入れる）とし、事業所宛送付します。事業主が必要とする場合には、各個人から提出させることとなります。

【例外的取扱い】

《健診結果を事業主から直接請求する場合》 共通・様式1号及び共通・様式2号

事業主が、健診実施機関より直接定期基本健診等の結果通知を受けようとする場合は、受診者には『健診実施機関から事業主に直接通知することを承諾した旨の同意書』共通・様式1号及び事業主からも『使用目的を明示した請求依頼書（誓約書）』共通・様式2号の提出が必要です。

《健診結果の再発行を請求する場合》

本人用…**共通・様式3号**

事業主用…**共通・様式6号**、又は**共通・様式1号**及び**共通・様式4号**

受診者本人からの再発行請求は、『本人用再発行請求依頼書』**共通・様式3号**の提出を受け、事業所経由で受診者本人に再発行します。

事業主からの再発行請求は、すでに受診者より『同意書』**共通・様式1号**が提出されている分は『再発行請求書』**共通・様式6号**の提出を受け再発行をします。『同意書』**共通・様式1号**及び『事業主請求依頼書（誓約書）』**共通・様式2号**が提出されていない分については『同意書』**共通・様式1号**と『再発行請求依頼書（誓約書）』**共通・様式4号**で事業主に対して、再発行を行います。

《健診結果を産業医から請求する場合》**共通・様式5号**

産業医が労働安全衛生法及びその関連法令等により、その職務を行うため定期基本健診結果を必要とする場合には、『産業医請求依頼書（誓約書）』**共通・様式5号**の提出を受けた場合に産業医に対して請求者分の発行を行います。

2. 使用目的範囲

- 1) 労働安全衛生法第66条の3、労働安全衛生規則第51条、第52条により事業者にならされている健康診断結果記録の作成及び保存、労働基準監督署への報告のため。
- 2) 労働安全衛生法及びその他関連法令に定められた事業者義務事項のため。
- 3) 就労する作業現場の安全・衛生管理上の必要により提出のため。

3. その他

- 1) 各書類の効力は書類が提出された日（受付日）から有効とします。
- 2) 『同意書』『請求依頼書（誓約書）』は、提出内容に変更が生じない場合には、1度提出していただいたものを以後も有効とします。
- 3) 所定の結果通知以外の様式等での作成依頼（FD等）についても、『同意書』が提出されていない分については、原則作成いたしません。
- 4) 受診者『同意書』、事業主・産業医からの『請求依頼書（誓約書）』は同封の用紙をご使用ください。（恐れ入りますが、不足の場合にはコピーを取ってご使用ください。）なお、要件が備わっているものであれば、健康管理センターの様式(用紙)にはこだわりません。

ご不明の点については、健康管理センター医事課までお問合せください。

【お問合せ・ご連絡先】

管工業健康保険組合

健康管理センター 医事課

TEL 03-3291-4539

FAX 03-3291-4435